

## Ⅱ. 中国著作権立法におけるテキストデータ マイニングに関する例外規則の構築 ——中国知網における論文の查重<sup>i</sup> 論争も兼ねて——

管 育 鷹<sup>(1)</sup>

李 春 燕 周 洪 騫 (訳)

松 田 和 樹 (翻訳協力)

要旨：ソフトウェアとビッグデータを柱とするテキストデータマイニング（以下、TDM という）技術は、デジタル時代において、各業界をスマート化するための基礎的なツールとなっている。TDM を行うためには、最初に、大量のデータや作品等のような著作権法で保護された情報を収集、複製して、データベース（以下、DB という）を構築する必要がある。学術研究において他人の作品を複製して TDM を行うことは、多くの法域において合理的利用として認められている。中国の著作権立法では、学術分野の新技术応用が権利侵害になってしまうリスクを解消するために、論文の類似性チェック等を中心とする TDM の合理的利用に関するルールを早急に確立することが必要である。具体的には、教育と科学研究を目的とするなら他人の作品を複製することは許されるものの、そうして複製された作品を公開または発信してはならないという規定を、著作権法の関連法規として追加することが考えられる。

キーワード：TDM 合理的利用 論文查重 中国著作権立法

知識と情報が爆発的に増加しているデジタル時代では、人間の脳だけで知識と情報を全て検索、整理、学習、記憶、統計、分析、処理、または応用するこ

i 訳者注：查重：類似度チェック（ターンインイトインに類似する）の中国語表現である。中国知網がその DB に基づいて独自の查重ツールを開発して応用している。

(1) 中国社会科学院法学研究所研究員。

とは困難になり、知識と情報を常にデータの形で生成・保存する必要が出てくる。産業のグレードアップやモデルチェンジには AI 技術とビッグデータの利用が欠かせないほか、一般社会の学習や研究、管理、組織の活動においても、AI をはじめとする技術的な支援による判断、予測、意思決定が必要になりつつある。デジタル技術の開発と活用は人々が時代の激変に適応するために不可欠なものとなっている。とりわけソフトウェア技術を活かして、大量の作品、データ等の内容を統計・分析し、有用な情報を出力する TDM は、スマート社会における産業と科学技術文化の発展において重要な基礎ツールとして活躍している。

## 一. TDM の複合的機能とその著作権侵害リスク

TDM は DB の随伴物であり、情報社会における多様な応用的価値を持つ。TDM を運用することにより、AI アルゴリズムを利用して DB に保存されたテキストや各種知能デバイスから生成されたデータを読み出し、それを比較または再編成することによって、隠されたモデルや傾向、設定目標との関連性を発見することができる。入念に設計された TDM は幅広い商業的用途を持つだけでなく、非営利団体等にとっても、大量の資料の収集、保存、統計、分析における時間の節約という用途を持っており、科学研究と経営判断の効率を大幅に向上させることができる。

### 1 DB に基づいて開発された TDM 応用は商業的性質を有する

DB 構築に基づいて、「有料知識コンテンツ」の形で情報サービスを提供する TDM は、明らかに商業的性質を有している。TDM の典型的な応用場面としては、新技術の開発支援、商業情報の抽出、パーソナライズされた娯楽コンテンツの提供等が含まれる。例えば、生産経営者は即時データ分析の機能を利用して、スマートホーム製品やスマートヘルスサービスなどをより快適で便利にすることができる。他方、電子商取引プラットフォーム（以下、PF という）業者は、ユーザの評価を統計・収集することで、的確に製品やサービスを改善することができる。さらに、娯楽情報産業の経営者は、閲覧履歴を調べてユーザの好みを予測し、関連情報をプッシュしたり、AI によってカスタマイズされた「文創製品」<sup>11</sup>を直接提供したりすることもできる。しかしながら、DB 構築、TDM 開発を行う主体は、著作権法で保護された他人の作品等を営利目的

で大量に複製する場合、従来の権利許諾方法に従うべきとされている。

今世紀に入ってから、「電子図書館」において著作権の保護対象作品を複製して使用することにつき、事前に利用許諾の取得が必要かどうかをめぐって、中国のインターネット産業界とオリジナルコンテンツ産業の論争が激しくなっている。その要因は、「電子図書館」の大部分が、公益性のある図書館のような公共文化施設ではなく、有償データ情報提供サービスの提供者に属していることにある<sup>(2)</sup>。また、提供する情報は、複製された作品等そのものである。中国の著作権立法では、商用DBとその利用に関する例外規則が、明確化されていない。言い換えれば、商用DBの経営者は、保護対象作品等のコンテンツをデジタル化し、オンラインDBに入れてユーザによる閲覧、鑑賞、ダウンロードを可能にするためには、事前に権利者の許可を得なければならない。従来の司法実務においては、他人の作品を無断にスキャンし、オンライン利用に提供する行為——これは「電子図書館」と称される——はすべて権利侵害として判断されてきた<sup>(3)</sup>。

## 2 DBに基づいて開発されたTDM応用は公益的利用として認められる可能性がある

2020年改正前の中国の著作権法における合理的利用の制度は、許される例外を網羅的に列挙するという、欧州諸国と類似した制度を採用している。例外規定に依拠できる主体は、個人、政府、メディア、教育研究及び図書館等の公共文化機関に限られている。また、これらの非営利目的の合理的利用の規定は<sup>(4)</sup>、いずれも利用の分量、範囲、利用方法等を厳格に制限している。近年、オンライン図書館、オンライン展覧館または博物館、スマートシティ建設等の新興事業が急速に発展している。そのような状況を受け、中国の著作権立法に

- 
- ii 訳者注：「文創」とは、「文化創造製品」の略語であり、観光のお土産や小さな贈り物と違って、古くから伝わる「よいもの」を生かして新しい文化を創造しようという意味が含まれている。
- (2) 鄭成思「図書館、ネットサービスプロバイダー、ネット海賊版と「利益平衡」——中国社会科学院7学者の権利擁護実践の理論貢献」を参照、社会科学管理与評論2005年第3号、81～86頁に掲載。
- (3) 趙静「司法裁判から見た中国デジタル図書館構築における著作権法適用課題」を参照、科技与法律2005年第3号、78～84頁に掲載。
- (4) 中国著作権法第24条(6)(7)(8)項、情報ネットワーク伝達権保護条例第6、7条を参照。

において情報時代の非営利的な活動にも DB 構築と TDM 応用を十分に考慮する必要があることは明らかである<sup>(5)</sup>。TDM を行うためには、著作権法の保護対象を含む大量のデータ等の情報を複製する必要があるものの、大量の作品情報とその膨大なソースのうち、DB 制作者（通常は TDM 技術開発者でもある）が権利の状態をひとつひとつ確認して利用許諾を取得するというのは、非常にコストが高い。ところで、TDM の過程において行われた複製は、作品そのものを提供するためのものではないような非営利的利用であるため、その利用によって権利者の法的利益が害されているとは思われない。要するに、TDM が学術活動を展開するための不可欠なツールとなっているデジタル時代において、その行為に伴う著作権侵害のリスクをいかに解消し、教育・科学研究ならびに公共的な事業の発展をいかに保障・推進するか、配慮する必要がある。

海外の経験を見ると、2019年に新たな指令を採択した EU では、非営利の科学研究、文化財組織が科学研究を目的とする TDM を行うために適法に取得した作品等を複製・抽出する行為が合理的利用と見なされただけではなく、許諾条項を通じて合理的利用の適用を排除することを権利者に禁止している。また、教育目的で作品等のデジタル化やクロスボーダー利用を行う場合、当該利用が組織内の学生や会員に限られ、かつ作品の出所が明記され、権利者がオプトアウト選択できるような適切な措置が講じられている限りで、当該利用は権利侵害とは見なされないという規定も設けられている<sup>(6)</sup>。一方、合理的利用の判断基準を定めた米国著作権法の107条は、合理的利用の適用主体を限定せず、「4要素」に基づいた幅広い法解釈が裁判実務で展開されている。グーグル社が「グーグル図書計画」を実施する際に大量の図書をスキャンした結果、無許諾の複製による権利侵害に関する紛争を引き起こした例を挙げよう。作家協会との長年の訴訟の中で、グーグルは膨大な図書DBの情報サービスを調整し続けた結果、最終的に裁判所は、作品をDBにスキャンした行為があると認め、研究者が学術目的で使用するためにウェブページの検索結果上に断片的な内容しか表示しなかった本件サービスは変容的・合理的利用に属すると判断し

---

(5) 無論、この問題を著作権法だけでは十分に対処できず、個人情報保護の関連規則と連動する必要がある。

(6) See, European Union, Directive (EU) 2019/790 of the European Parliament and of the Council of 17 April 2019 on copyright and related rights in the Digital Single Market and amending Directives 96/9/EC and 2001/29/EC, Article 2, 3, 4.

た<sup>(7)</sup>。なお、欧州の成文法を踏襲する日本は、2018年の著作権法改正によって、「情報分析のための複製」が「非享受的」である場合に著作権侵害の例外に当たるとを確認するための条項を追加した。適用条件は比較的緩和され、利用対象も合法的に入手された資料に限られている一方、利用方法に関しては特に制限されておらず、商業目的の利用もカバーされている<sup>(8)</sup>。

世界各国の動向に比べると、中国の著作権分野におけるDBとTDM応用に関する規則は不明確であり、デジタル技術の発展自体と照らしても遅れているものの、以下のような、最近話題となっている中国知網（以下、CNKIという）をめぐる法的論争は際立っている。

## 二. CNKI論文の查重システムにつき最近引き起こされた法的論争

### 1 論文の查重は学術管理の技術手段である

中国は早くから教育、科学技術分野に関する立法で誠実の原則を明確にしてきた<sup>(9)</sup>。また、国は関連規定を細分化しつつ、学風建設と学術不正行為に対する処罰を強調し<sup>(10)</sup>、関連文書や指南を続々と出している<sup>(11)</sup>。学術管理の面においては、学位論文の審査作業は教育部が統括管理している。最近、国は中国

(7) See, Authors Guild, Inc. v. Google Inc., 804 F.3d 202 (2d Cir. 2015).

(8) See, Tatsuhiro Ueno, The Flexible Copyright Exception for “Non-Enjoyment” Purposes—Recent Amendment in Japan and Its Implication, GRUR International, Volume 70, Issue 2, February 2021, pp. 145–152.

(9) 例えば、「中華人民共和国学位条例」（1980年2月12日可決）第17条、中華人民共和国科技進歩法（1993年7月2日可決）第60条、中華人民共和国高等教育法（1998年8月29日可決）第42条（2015年同法の改正によって、学術委員会の責任が明確化され、とりわけ同条第4項では学術不正行為の調査、認定も学術委員会の責任であると定められている）。

(10) 2016年9月1日から施行された教育部「大学における学術不正行為の予防と対処方法」第2条によると、学術不正行為とは、公認の学術準則に違反し、学術の誠実性に背く行為と定義されている。そして同方法第27条では、学術不正行為の例として、剽窃、バクリ、他人の学術成果を横領するなどの行為が列挙された。

(11) 例えば、1999年の「科学技術者の行為準則に関する若干意見」、2002年の「学術道徳建設の強化に関する若干意見」、2004年の「大学哲学社会科学学術規範（試行）」。

科学技術部、中国社会科学院をそれぞれ自然科学と社会科学分野における科学研究の誠実性建設の管理部門として指定した<sup>(12)</sup>。また、関連法律と政策の実施に関して、大学や研究機関等の学術部門と教育科学研究の誠実性の管理部門は、学位の授与、定期刊行物の発表、報告の提出、職名の評定等の各段階で学術成果を測定・評価し、その革新性と独創性を確保しつつ、立法と規範に従って人材育成のレベルを向上させ、学術道德の建設を強化している。

盗作、即ち剽窃とは、他人の作品やその中核的な部分を写し、自分が提出・発表したものとする著作権侵害行為である<sup>(13)</sup>。学術成果を合否の考查指標とする教育・科学研究活動において、盗作は学術道德と科学研究の誠実さに反する行為であり、相応の責任を負うべきものと認識されている<sup>(14)</sup>。実務上、発表済の論文等の数量が膨大であり、人力でひとつひとつ盗作や剽窃の有無を判断することは難しい。こうした現状を受けた多くの学術機関が、学術不正の審査補助手段、いわゆる「論文查重」を採用するに至った。論文查重とは、ソフトウェアを利用して論文等の学術成果と発表済の論文等との類似性を計算・記録し、それに基づいて成果に盗作行為があるかどうかを判定する方法である。無論、アルゴリズムの科学性が疑問視されたり、人間の目で再確認をしたりすることがあるものの、スマート化された論文查重システムは、すべての学術機関と管理部門が学術的な不正行為を発見し、制止するための必須ツールとなっている。

## 2 CNKI は当面中国で権威のある論文查重システムである

論文查重はシステムチック工学であり、アルゴリズム機能に強いソフトウェアとマッチングしたサーバ、クラウドコンピューティング PF 等のハードウェアが必要であるだけでなく、新聞定期刊行物、修士・博士学位論文及び図書等の既存の成果を全面的に収録して構築された查重用の DB の存在も不可欠であ

(12) 2018年5月に中共中央弁公庁、国務院弁公庁が公表した「科学研究における信義誠実の構築のさらなる強化に関する若干の意見」を参照。

(13) 中華人民共和国著作権法(2020年11月11日改正)第52条を参照: 次の各号に掲げる侵害行為を犯す者は、事案に応じて、侵害行為の停止、同行為による影響の除去、謝罪、損害賠償などの民事責任を負わなければならない……  
(5) 他人の作品を剽窃すること……。

(14) 例えば、2012年6月12日に教育部が採択した「学位論文偽造行為対処方法」。

る。論文の查重は、莫大な投資を必要とするDB構築に依存するものであり、単一の学術組織ではそれを実現できないため、専門DBとその查重サービスを購入するのが一般的である。現在、CNKIは中国のもっとも代表的かつ権威ある論文DBであり、収録済文献の総量が2億本を超えている<sup>(15)</sup>。当然ながら、国内において最大の学術文献DBであるCNKIが運営する查重システム<sup>(16)</sup>も、各学術機関において広く採用されている。ただ、同查重システムは学術機関にのみ開放されており、個人の利用者が查重システムを利用するためには、電子商取引PFを通じて学術機関のアカウントの使用権を購入して利用するという、規約違反の方式をとらなければならない。よって、CNKI查重システムの利用は混乱状態にあると言える<sup>(17)</sup>。

CNKIはデジタル学術リソースのプロバイダーとして、膨大な投資と運用規模から市場の運営モデルとなっており、知識製品や情報サービスの提供を通じて利益を得ることができている。中国では毎年約1000万人の大学卒業生に加え、教育・科学研究者による定期刊行物での発表、課題終了報告書、図書出版等のニーズがあることを考えると、中国の論文查重サービスの市場需要は巨大といえる。個人が科学研究の誠実性に関連するトラブルを回避するためにサービスを利用したいという市場的需要と、学術機関や国家教育・科学研究の誠実性主管部門が自身の職務を果たすためにサービスを利用したいという需要とをどのように区別するかは、課題となっている。最近のCNKI関連論争は、その好例といえよう。

### 3 最近注目を集めている、CNKIをめぐる著作権と独占に関する論争

商業主体であるCNKIは、DB構築において著作権侵害のリスクを回避するために、できるだけ事前に著者から利用許諾を取得するようにしたが、大量の学術的資料のうち、著作権の権利状況が不明なものが多いため、CNKIは著者本人と契約を結ぶのではなく、大学や新聞雑誌社と契約している。実際には、学生が卒業時に自分の論文の電子版が関連DBに収録されることに同意・署名

(15) 文競択「中国知網は独占の疑いで起訴され、杭州中院は立件調査」、騰訊網：<https://new.qq.com/omn/20220504/20220504A01YIT00.html>, 2022年7月22日最終アクセス。

(16) CNKI学術不正文献の查重システム URL：<https://check.cnki.net/>。

(17) 新京報の公式サイトを参照。URL：<https://www.bjnews.com.cn/detail/165400365014452.html>, 2022年7月31日最終アクセス。



し、著者が投稿する際には定期刊行物に対して全文が関連 DB に収録されることを、黙認しなければならない。しかしながら、CNKI が大学や定期刊行物新聞社との契約に基づいて、個々の論文のデジタル版に関する複製権と情報ネットワーク伝達権の許可を取得できるかどうかについては、疑問がある。中国民法典第497、498条は定型約款とその解釈の原則として、約款の解釈は、約款を受動的に受け入れる側に有利な方向に解釈しなければならないと定めている。司法の実務上でも、裁判所は権利者に有利な判決を下した場合が多い。例えば、趙德馨事件において、裁判所は、著作権法第33条第2項に規定された新聞転載の法定許可制度はネットワーク上に適用されず、また CNKI は著者が情報ネットワーク伝達権を雑誌社に許諾した証明を提出していないため、CNKI の関連記事に合法的な出所があるという主張が支持されないと判断した<sup>(18)</sup>。学界の多くの論者からも、修士・博士学位論文と定期刊行物論文という CNKI の2つの文献の取得方法には問題があると指摘されている<sup>(19)</sup>。

CNKI については、著作権侵害のほか、独占の疑いがあると指摘されている。当該 DB とその查重機能が他にはない為、CNKI が学生や科学研究機関に対して高額な料金を徴収し、公衆の学術革新活動を制限したことには、独占の疑いがあるという論争が引き起こされた<sup>(20)</sup>。この件に対して、2022年4月25日、国家市場監督管理総局は、法律に基づいて関連の取り組みを進めていると表明した<sup>(21)</sup>。

### 三. 中国著作権立法体系及び適用制度の合理的構造

立法方式から見ると、多くの国の著作権立法は、具体的な制度規範をなるべく法律に組み入れており、条文の規定は比較的詳細である。条文の数量は国によって異なるが、多い場合は1,000条以上（例えば米国）、少ない場合でも100

(18) 北京インターネット裁判所（2021）京0491民初31522号民事判決書を参照。

(19) 郭玉潔「知網の網」を参照。中国青年報2022年2月9日第7版に掲載。

(20) 孫晋、袁野「学術 DB 経営者の不公平な高価行為の規制難局とその解決」、現代法学2019年第5号、89-104頁に掲載。

(21) 于琦「議論の渦に陥っている知網は独占の疑い？市場監督管理総局：法に基づき関連取り組みを進めている」、央広網（中央人民広播電台のウェブサイト）：[http://finance.cnr.cn/2014jingji/yw/20220426/t20220426\\_525807143.shtml](http://finance.cnr.cn/2014jingji/yw/20220426/t20220426_525807143.shtml)、2022年7月25日最終アクセス。



条以上（例えば日本、ブラジル）、そして多くの国は200条前後（例えば欧州諸国、オーストラリア、シンガポール、エジプト等）の条文が定められている。他方、中国の場合は少し異なり、「著作権法」には67条（2020年11月11日の改正までは61条）しかなく、条項の文言表現も短く洗練されている。これは、中国の著作権立法が「基本法＋関連法規」の組合せを採用しているからである。「著作権法」の条文の記述は、「法律・行政法規が規定するその他の状況」については「國務院が別途規定する」という文言にとどまり、詳細な規定は関連法規と規則で対応している。実際、中国の著作権立法体系は「1＋5」の構造をとり、「著作権法」という基幹に加えて、「著作権法实施条例」「ソフトウェア保護条例」「著作権集団管理条例」「情報ネットワーク伝達権保護条例」及び制定予定の「民間文学芸術作品保護条例」の五つの関連行政法規で構成されている。

著作権の例外規定は「合理的利用」とも呼ばれ<sup>(22)</sup>、各国の著作権法上において諸利益のバランスを図るレジームとして重要視されているだけでなく、中国の著作権法2020年改正の主な注目点の一つでもある。最終的に成立した改正では、ベルヌ条約の「3要件」に相当する表現<sup>(23)</sup>を導入したと同時に、旧法に列挙された各号の具体的な状況に加えて、「法律・行政法規が規定するその他の状況」を第24条1項13号として追加した。これは、技術の進歩によって新しい状況が発生した場合、法曹が個別事件において合理的利用を柔軟に判定してはならず、立法プログラムを経て法律、法規で明確にする必要があることを意味する。学界では今回の改正法において、権利客体、権利内容、技術保護措置、権利侵害責任等、デジタル時代の発展に対応する多くの改正が行われ、権利者の保護が強化されたものの、権利者と公衆の間で利益のバランスを図る体制を守るものとしての合理的利用制度について、権利者の権利の強化に相当する柔軟な規則が構築されていないと指摘している。実務ベースで合理的利用

(22) 呉漢東『著作権合理使用制度の研究（第三版）』5頁（中国人民大学出版社2013年）。

(23) 中国著作権法第24条：次の各号に掲げる場合には、著作権者の許諾を得ることなく、また、その著作権者に報酬を支払うことなく、著作物を使用することができる。ただし、著作物の氏名または名称、著作物の題号を明示しなければならない、また、その著作物の通常の利用を妨げてはならない、かつ、著作権者の適法の權益を不合理に害してはならない。……（13）法律・行政法規が規定するその他の場合。

としての一定の共通認識があり、国外の関連立法や司法の蓄積を参考にして合理的利用と見なすべきである場合は、中国でも早期に法律・法規を策定し、権利者の独占権と公共的利益とのバランスを保つ必要があると思われる。例えば、視聴作品、録音録画製品の制作における偶然または付随的な使用、教育科学研究のための TDM の複製、自発的な大衆娯楽活動における使用等が挙げられる。

中国の立法規定と著作権の立法的蓄積から見ると、著作権法の関連法規で合理的利用を明確にすることは、最も便利で効果的な方法である。TDM による利用に関する権利制限規定を、現在中国で改正中の「著作権法实施条例」に組み込むことができる。無論、TDM の合理的利用に関する各国の立法例や判例の解釈は、国情の違いと関連している。中国の国情に適応した TDM の合理的利用の詳細な規則の確立は、司法実践を通じて明確化されるべきであるような課題である。

#### 四. 中国著作権立法における TDM に関する例外規則の構築

##### 1 学術を目的とする複製に限定

TDM は革新的な成果であり、幅広く活用されているが、アルゴリズムの実行には大量の保護された資料をまず取得して、クラウドコンピューティング PF にそれをアップロードし、解析したり、加工したり、伝送の結果を提示したりすることが必要となる。この過程で他人の作品を許可なく使用した場合、複製権、翻案権、情報ネットワーク伝達権等の権利を侵害するリスクがある。TDM 運営者と DB 構築者が同一の主体でなく、かつ関連していない場合、他人の DB から大量のコンテンツを無断にキャッチして使用することは、不正競争に該当するリスクも考えられる。TDM の応用は今後、「作詩、作曲、作画」ができる AI ソフトウェアや様々な「知能ロボット」デバイスの開発に応用され、多大な商業価値を企業にもたらす可能性がある。このように、学術活動のためではなく文化娯楽製品として市場化する目的をもって、保護された作品を大量に利用して AI 生成物を作る行為につき、著作権侵害の例外を適用すべきではなかろう。なぜなら、このような行為は他人の作品内容を直接に提供しないものではあるが、他人の作品情報を営利目的で利用しようとするため、この場合に著作権法上の公共的利益と権利者の利益とを調整する合理的利用制度を適用することは適切とはいえず、権利者と使用者の双方の合意に任せるべきと

思われる。簡単に言えば、TDMに関する合理的利用という例外規定が、デジタル時代の社会公共事業としての学術活動を促進するためのものである以上、その範囲は非営利の教育・研究分野に限定されるべきである。TDMは査重のほかに、各学問分野とAIの融合<sup>(24)</sup>や、「デジタル人文学」という新しいパラダイム<sup>(25)</sup>にも応用されている。TDMを中心とする科学研究活動は、さまざまな知識のDBを基礎とする必要がある。そのため、合理的利用制度の拡張を通じて、TDMによる著作権侵害のリスクを解消することは、教育と科学研究の推進に役立つに違いない。

## 2 合理的利用の効力は被複製作品の後続伝達に引き継がない

権利侵害の例外として、TDMの作品利用方法を明確にする必要がある。中国の著作権法実施条例の改正において権利侵害に関する例外条項を増設し、学術的な目的をもって他人の作品を複製してTDMの利用に供することが許されるようにするとしても、複製した作品はTDMのためにしか利用できないと明確に限定すべきである。DBの作品を有料で全文閲覧やダウンロードに提供する等、更なる営利活動に使用する場合、その行為は複製、発行または情報ネットワーク伝達行為に該当するとし、別途権利者から許諾を取得する必要がある。前述のグーグル事件では、図書の検索方式は最終的に学術的に限定され、かつ公衆が無料で閲覧できるのは文献の断片に過ぎない。このような「変容的利用」が合理的利用と判定されたのは、当該展示方法は紙製の書籍の時代に権利者が普遍的に容認していたような、図書館や書店における読者の閲覧と類似しているからである。もしサービス提供者が書籍全体のコピーを利用者に提供したら、権利侵害の責任を負うこととなるだろう。

## 3 TDMの開発と運用主体を学術機関に限定する必要はない

国情と海外の経験に照らして、TDMの運用主体と複製対象物の出所については厳格な制限をしなくてもよいが、使用目的と方法を学術活動に限定する必

(24) See, Yongjun Xu, et al., Artificial Intelligence : A Powerful Paradigm for Scientific Research, The Innovation Vol.2, Issue 4, 100179 (2021) ; [https://www.cell.com/the-innovation/fulltext/S2666-6758\(21\)00104-1#relatedArticles](https://www.cell.com/the-innovation/fulltext/S2666-6758(21)00104-1#relatedArticles) (last visited 2022.11.29).

(25) 王曙光、陳静「デジタル人文学は文化の新しい視野を開く」を参照、人民日報2020年2月25日第20版に掲載。

要がある。CNKI 自体は学術機関ではないが、開発した DB と検索ツールは最終的に学術目的で使用されている。しかし、TDM の例外の適用対象を学術機関に限定してしまうと、CNKI のような商業的団体はその例外に依拠できなくなる恐れがある。CNKI という既存の中国最大の学術資源 DB が存在しているにもかかわらず、学術管理部門と各学術機関が自ら知識 DB を構築するならば、改めて莫大な資金を投入する必要がある。ゆえに、経済的な視点からみても、CNKI の現行サービスを継続させるほうが望ましいであろう。その結果を実現させるために、主体の性質を問わずに、使用の目的のみに着目するような TDM 例外規定を設けることが適切と言えよう。そうすると、CNKI がすでに労力と経費を費やして開発した DB と検索ツールを、学術機関が継続して使用することができる。もっとも、当該システムに必要な DB 開発、アルゴリズムの正確さと権威性の維持にはかなりの資金投入が必要であるため、各学術機関は CNKI 経営者に一定の使用料を支払ってそれを補うべきである。ただ、使用料の支払い基準は、公共交通等のインフラのように、CNKI が自ら価格を設定するのではなく、主管部門が価格の設定を指導した上で基準を公開することが必要である。無論、前記の使用料は、学術機関が CNKI の DB サービスの加入料に加算してもよいだろう。学術機関が加入した查重サービスには、教育と科学研究者が利用するにあたって合理的な回数が含まれ、その回数を超えて使用する場合、料金基準に基づいてその機関の負担とすべきである。

以上、本稿は、中国の著作権立法はデジタル技術の発展に適應するために、TDM の例外規定を設ける必要があることを論じた。最後に、本稿はこの例外制度の構築と具体的な規則を、以下のように提案したい。

1、中国の著作権法実施条例に TDM に関する例外規定を追加することが望ましい。具体的には、X 条において、「以下の状況において著作権を利用する場合は、著作権法第 24 条 1 項 13 号に規定された『その他の場合』とみなされる：… (x) 教育と科学研究を目的として、すでに公表された作品を複製し、関連データ情報を抽出して統計分析を行う場合。ただし、その複製された作品を公開発行し、発信してはならない…」と明記する。

2、実務ベースで司法解釈と個別の事件を通じて TDM の合理的利用の適用条件を構築する。

1) 適用主体は非営利の教育科学研究機関または公的文化施設であるべきことを強調しない。商業的主体が学術目的で作品を複製し TDM に活用するこ

とも許されるように解釈した上で、合理的な使用料の回収機会を確保すること。

2) 権利者は、当該権利制限規定を回避するために、作品の利用許諾契約書の条項や声明、または技術措置等をもって TDM による合理的利用を排除してはならない。

3) TDM による合理的利用に依拠して他人の作品を複製して使用できる場面を非営利的な教育・科学研究の目的に限定し、新しい製品や方法を開発する商業的な研究開発活動一般は含まれないことを明確にする。

4) TDM による合理的利用に依拠して利用する際の利用方法を、情報を抽出して統計的に分析するために作品を複製する行為に限定しなければならず、複製された作品を出版したり、あらゆる形で公に発信したりするような行為にまで拡張してはならない。